

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

■ 災害関連損失は雑損控除か災害減免法かの選択適用に

Q 東日本大震災に関する震災特例法が施行されました。それに関連して、大震災により生じた住宅や家財に係る損失は、**所得税の雑損控除の規定の適用**もしくは、**災害減免法による税金の軽減免除の規定の適用**のどちらか一方しか受けられないそうですが、それぞれの概要を教えてください。

解説

1. 雑損控除と災害減免法的主要相違点

所得税法の雑損控除と災害減免法的主要相違点は下記のようになります。

	所得税法の雑損控除(以下「雑損」)	災害減免法(以下「災免」)
震災特例法	平成22年分で適用可能 繰越控除期間を3年から5年に拡大	平成22年分で適用可能
控除額の計算・所得税の軽減額	所得控除額はとの方 損失額 保険金の補てん額—所得の10分の1 損失額 保険金の補てん額等—5万円	損害を受けた年分に所得の額に応じて所得税額を軽減 500万円以下 全額免除 500万円超750万円以下 2分の1の軽減 750万円超1000万円以下 4分の1の軽減
対象資産	生活に通常必要な資産	住宅又は家財で一定額以上の損害が発生したもの
所得金額要件	なし	年1000万円以下

2. 雑損控除と災害減免法のどちらが有利か？

上記の二つの規定は、**どちらか一方だけ適用**できません。

所得額と損失額から、税額面でどちらを適用するのが、有利か試算してみると、右のような結果になりました。

ただし、**家族構成やその他の控除額の有無、収入の種類、控除し切れなかった場合の翌年度への繰越などで結果は変わります**ので、どちらを適用するか慎重にシミュレーションしてみることをお勧めいたします。

【所得額と損失額の金額でどちらが有利か？】

		所得額	
		500万	1000万
損失額	100万	災免	災免
	1000万	同じ	雑損

要するに...

災害により家財等の損害を受けた場合、税法上様々な優遇が受けられます。中でも代表的なものは、**雑損控除と災害減免法の特例**です。ただし、二つの規定は**どちらか一方しか受けられない**ので、さまざまな要素を加味して、慎重にシミュレーションすることが大切です。